

加古川市農漁業制度資金利子補給金交付要綱

昭和 62 年 6 月 15 日
経 済 部 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農漁業者等が融資を受ける農漁業制度資金につき、市が利子補給を行うことにより、農漁業の資本装備の高度化を図り、農漁業経営の近代化に資するため、加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年 12 月 1 日規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 農漁業者等 加古川市内で、農漁業を営むもの並びに農漁業者で組織する団体及び農地所有適格法人(加古川市内で農漁業を営む団体又は法人に限る。)(次条第 2 号(災害資金に限る。))及び第 6 号資金にあっては、農業法人とする。)をいう。
- 2 融 資 機 関 農業協同組合、兵庫県信用農業協同組合連合会、なぎさ信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)、銀行行、信用組合及びその他必要と認めるものをいう。

(農漁業制度資金)

第 3 条 この要綱において「農漁業制度資金」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 1 農 業 近 代 化 資 金 農業近代化資金融通法(昭和 36 年 11 月 10 日法律第 202 号)第 2 条第 3 項に規定する資金をいう。
- 2 美しい村づくり資金 美しい村づくり資金利子補給規則(昭和 62 年 3 月 27 日兵庫県規則第 43 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する資金をいう。
- 3 漁 業 近 代 化 資 金 漁業近代化資金融通法(昭和 44 年 6 月 26 日法律第 52 号)第 2 条第 3 項に規定する資金をいう。
- 4 豊かな海づくり資金 豊かな海づくり資金利子補給規則(昭和 47 年 5 月 23 日兵庫県規則第 46 号)第 2 条第 3 項に規定する資金をいう。
- 5 農業経営基盤強化資金 農業経営改善関係資金基本要綱(平成 14 年 7 月 1 日 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知)第 2 の 1 の 2 の (1) に規定する資金をいう。
- 6 家畜疾病経営維持資金 畜産特別支援資金融通事業実施要綱(平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号)第 1 の 2 に規定する資金をいう。

(利子補給金の交付)

第 4 条 市は、予算の範囲内において融資機関との契約により、当該融資機関が農漁業者等に貸し付けた農漁業制度資金につき利子補給金を交付するものとする。

- 2 前項の規定のうち、第 3 条第 5 号の資金に対する利子補給については、当該資金を借り入れた農漁業者等(以下「申請農漁業者」という。)であっても、利子補給金を交付できるものとする。
- 3 第 1 項並びに第 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する農漁業制度資金については、利子補給金を交付しない。
 - 1 兵庫県の利子補給承諾のない農漁業制度資金
 - 2 市外で行う事業に係る農漁業制度資金
 - 3 市補助金の交付を受けた農漁業制度資金
 - 4 市税滞納者
 - 5 補助申請者が暴力団等(暴力団(加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成 24 年 3 月 30 日条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))及び暴力団員(同

条第2号に規定する暴力団員をいう。)並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。)であって、補助金を交付することで暴力団を利用すると認めた場合

4 第1項の契約は、利子補給契約書によって行うものとする。

(市の利子補給率)

第5条 市の利子補給率は、国及び県の定めるところによる市町の利子補給率とする。

(利子補給金の額等)

第6条 利子補給金は、毎年1月から6月まで及び7月から12月までの各期間(以下これら「計算期間」という。)分ごとに交付するものとし、その額は、融資機関が融資している農漁業制度資金の種類ごとに算出した計算期間中に係る融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。))の総和を365で除して得た金額をいう。)に対する利子補給金の金額の合計額とする。

2 第3条第5号に掲げる資金の利子補給金は、次により交付するものとする。

- 1 利子補給の交付対象とする期間は、第7条第2項に定める利子補給承認日から起算して、15年以内の最終約定償還日までの期間とする。ただし、平成19年度から平成21年度の3年間に新たに貸し付けられた同資金のうち、農業経営基盤強化資金実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。)第4の(2)に該当する場合は、第7条第2項に定める利子補給承認日から起算して、25年以内の最終約定償還日までの期間とする。
- 2 交付の対象となる利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間に、申請農漁業者が支払った約定金利とする。
- 3 申請農漁業者が、元利償還金を延滞した場合は、その年の利子補給金は交付しないものとする。ただし、第9条に定める、農業経営基盤強化資金利子補給金の請求の日までに償還した場合はこの限りでない。

(利子補給の申請及び承認)

第7条 融資機関は、農漁業者等に貸し付けた農漁業制度資金につき利子補給を受けようとするときは、農漁業制度資金利子補給承認申請書(様式第1号)2部及び資金借入申込希望書、経営改善資金計画書各1部を、農業経営基盤強化資金を借り入れた申請農漁業者又は第13条の規定による委任を受けた融資機関にあつては、農業経営基盤強化資金利子補給承認申請書(様式第2号)2部及び資金借入申込希望書、経営改善資金計画書各1部を、家畜疾病経営維持資金を貸し付けた融資機関は、農漁業制度資金利子補給承認申請書(様式第1号)2部及び経営維持計画書、経営維持計画承認通知書各1部を、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により利子補給の承認を行い、農漁業制度資金利子補給承認通知書(様式第3号)、第3条第5号に係る資金にあつては、農業経営基盤強化資金利子補給承認通知書(様式第4号)によりその旨融資機関又は申請農漁業者に通知するものとする。

(利子補給補助の変更申請及び変更承認)

第8条 前条第2項の規定により承認を受けた事項について、内容を変更しようとするときは、遅滞なく前条第1項の規定に掲げる書類を市長に提出するものとする。この場合において、第7条第1項中「農漁業制度資金利子補給承認申請書(様式第1号)」とあるのは「農漁業制度資金利子補給変更承認申請書(様式第5号)」と、「農業経営基盤強化資金利子補給承認申請書(様式第2号)」とあるのは「農業経営基盤強化資金利子補給変更承認申請書(様式第6号)」と読み替えるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による決定について準用する。この場合において、前条第2項中「前項」とあるのは「第8条第1項」と読み替えるものとする。

(利子補給金の交付申請)

第9条 当該年度の利子補給金の交付を受けようとする融資機関は、農漁業制度資金利子補給金交付申請書(様式第7号)に農漁業制度資金利子補給金計算明細書(様式第8号)を、当該年度の利子補給金の交付を受けようとする申請農漁業者は、農漁業制度資金利子補給金交付申請書(様式第7号)に農業経営基盤強化資金利子補給金計算明細書(様式第9号)等又はこれに準ずるものを添えて市長へ提出しなければならない。

(利子補給金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による利子補給金の交付申請があった場合において適合であると認めるときは、その旨を農漁業制度資金利子補給金交付決定書(様式第10号)により融資機関又は申請農漁業者に通知するものとする。

(利子補給金の請求)

第11条 融資機関が利子補給金を受けようとするときは、農漁業制度資金利子補給金請求書(様式第11号)正副2部を別途通知する期日までに、農業経営基盤強化資金を借り入れた申請農漁業者又は第13条の規定による委任を受けた融資機関にあっては、農漁業制度資金利子補給金請求書(様式第11号)正副2部を、家畜疾病経営維持資金を貸し付けた融資機関は、農漁業制度資金利子補給金請求書(様式第11号)正副2部に関係書類を添えて毎年1月31日までに市長に提出しなければならない。

(加算金)

第12条 規則第20条の規定により第3条第5号に係る利子補給金の返還を命じられた者は、その命令に係る利子補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額につき、年10.95%の割合で計算した加算金を、市に納付しなければならない。

(交付手続き等の特例)

第13条 第3条第5号の資金に係る第7条から第9条の申請並びに規則第17条の利子補給金の受領は、申請農漁業者に代わって、公庫及び公庫の受託金融機関並びに転貸融資機関が行えるものとする。この場合第7条に定める農業経営基盤強化資金利子補給承認申請の際に、委任状(様式第12号)を提出するものとする。

(適用除外)

第14条 規則第14条から第16条の規定は適用しないものとする。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市農漁業制度資金利子補給金交付要綱の規定は、昭和62年4月1日から適用する。
- 3 この要綱による改正前の加古川市農漁業制度資金利子補給金交付要綱の規定に基づき、昭和62

年3月31日までに貸し付けた農業振興資金又は農漁業者生活改善資金に対する利子補給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

同日前に貸し付けた農漁業制度資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

施行日前に貸し付けた農漁業制度資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。